

# 神戸駅前地下駐輪場整備事業

## 実施方針

令和5年2月

神戸市

## ～ 目 次 ～

<b>第1 事業の概要に関する事項</b> .....	1
1.1 事業名称.....	1
1.2 事業の対象となる施設.....	1
1.3 事業概要.....	1
1.4 事業方式.....	2
1.5 事業内容.....	2
1.6 事業期間.....	2
1.7 遵守すべき法令等.....	2
<b>第2 事業者の決定等に関する事項</b> .....	3
2.1 事業者の決定方針.....	3
2.2 事業者決定までのスケジュール.....	3
2.3 実施方針に関する手続き等.....	4
2.4 入札参加者の手続き等.....	5
2.5 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	5
2.6 入札参加に関する注意事項.....	8
2.7 落札者の選定.....	8
<b>第3 事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施に関する事項</b> .....	10
3.1 予想されるリスクと官民間での責任分担.....	10
3.2 事業者の責任の履行に関する事項.....	10
<b>第4 神戸市による実施状況の確認</b> .....	11
4.1 設計・施工に係る実施状況の確認.....	11
4.2 実施時期.....	11
4.3 性能未達の場合等の損害賠償等.....	11
<b>第5 契約の内容について疑義が生じた場合における措置に関する事項</b> .....	12
<b>第6 その他</b> .....	12
6.1 入札等に伴う費用負担.....	12

# 第1 事業の概要に関する事項

## 1.1 事業名称

事業名称は、神戸駅前地下駐輪場整備事業（以下「本事業」という。）

## 1.2 事業の対象となる施設

- (1) 名称：神戸市立神戸駅前自転車駐車場（以下「本施設」という。）
- (2) 所在地：神戸市中央区相生町
- (3) 施設の種類：地下駐輪場、タクシーロータリー等
- (4) 整備する駐輪場の概要

	（仮称）元町駅側自転車駐車場		（仮称）兵庫駅側自転車駐車場	
地下タワー式駐輪場	2基	自転車 408台（204台/基）	3基	自転車 684台（228台/基）
地下平面式駐輪場	1式	原付 189台 自転車 66台	—	—
地上平面式駐輪場	—	—	1式	自転車 50台

（施設の立地、種類及び規模等に係る関係資料を別途配付する。関係資料については「第2 2.3 (3) 関係資料の配付」を参照のこと。）

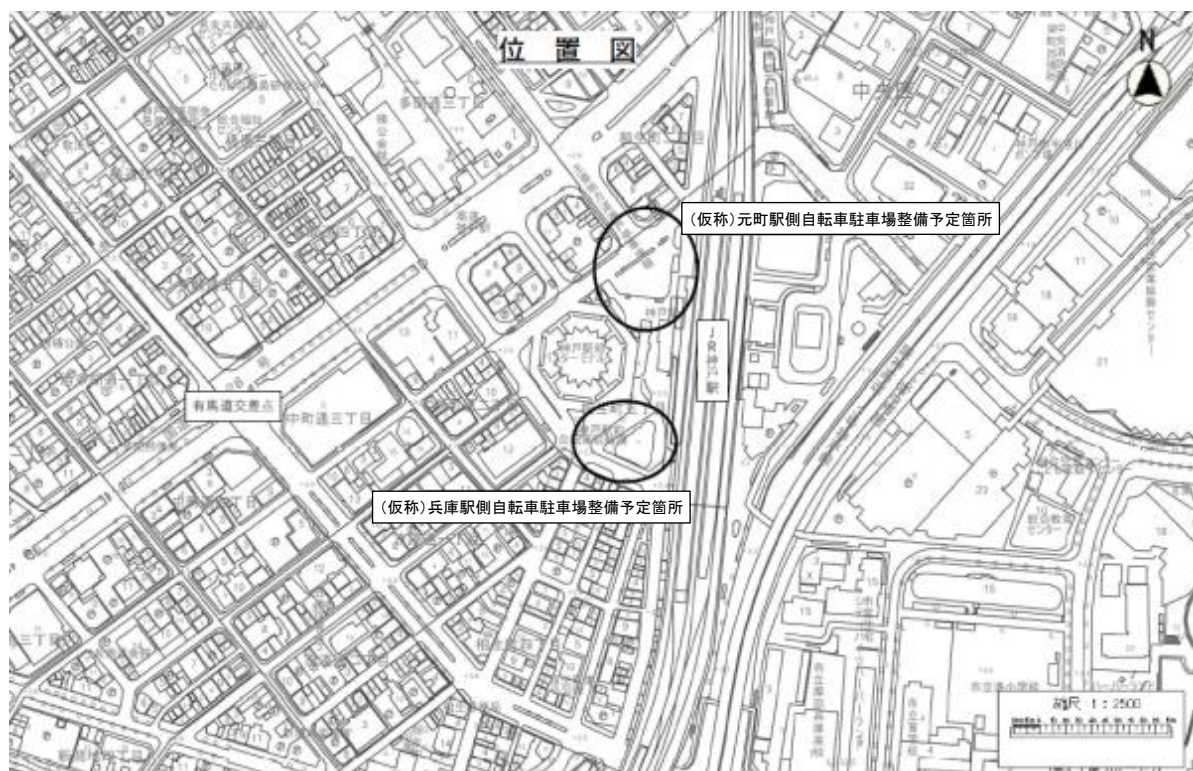


図 1.1 神戸市立神戸駅前自転車駐車場位置図

## 1.3 事業概要

神戸市（以下「市」という。）では、神戸の都心の一角をなすエリアである神戸駅周辺を活性化させるとともに、神戸の名を冠するにふさわしい風格ある駅前空間の実現に向けて、神戸駅前広場の再整備を進めており、令和3年10月に、駅前広場における基本的な機能配置や駅前空間の再整備の方向性を示す「神戸駅前広場再整備基本計画」を策定・公表した。この基本計画では、

神戸駅前広場の目指すべき方向性の1つとして、スムーズかつ安全・安心な交通機能整備が掲げられており、各種交通機能再編の具体策として、駐輪場（地下空間の活用を含む）の整備、バスロータリー、タクシーロータリーの再編等が示されている。

本事業は、基本計画に基づき、地下駐輪場及びそれに伴うタクシーロータリー等の一部整備を行うものである。

#### 1.4 事業方式

本事業は、市が令和4年度に行った予備設計・基本設計に基づき、事業者が詳細設計・実施設計（以下「実施設計」という。）及び施工を一括して行う詳細設計付工事発注方式（以下「DB方式」という。DB方式：Design-Build方式）により行う。

本事業において整備する地下駐輪場等は、JRの鉄道及び駅舎に加え、地下街に近接した配置となるため、設計及び施工にあたっては、敷地的な制約を受けるほか、鉄道、駅及び地下街の利用者への配慮など、多くの課題が存在する。このように制約や課題の多い整備事業にあたっては、事業者のノウハウ・アイデア・技術力・マネジメント力を最大限に活用することを目的として、DB方式による発注が効果的であると判断した。

特に、DB方式による発注を行うことで、設計時から、施工面の制約・課題等に対し、事業者自身が有するノウハウ・固有技術・マネジメント力等を活かした検討をすることができ、効率的な施工によるコスト縮減や工期短縮、性能・機能面の品質向上が図られることを期待している。

#### 1.5 事業内容

事業者は、以下の業務を実施する。各業務の具体的な事項は、入札公告時に公表する入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集等の市が本事業の入札公告時に公表する書類の総称。以下同じ。）に示す。

##### (1) 設計業務

- ・周辺環境調査等（自らの判断により必要に応じて行う）
- ・実施設計
- ・関係機関との協議、各種申請手続き等の補助

##### (2) 建設業務

- ・駐輪場（地下平面式、地上平面式、地下タワー式）の整備工事
- ・タクシーロータリーの整備工事（一部）
- ・交差点の改良工事（一部）
- ・その他関連して必要となる業務

#### 1.6 事業期間

契約締結日の翌日（令和5年11月末を予定）から令和9年3月31日まで

#### 1.7 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む）等を遵守しなければならない。遵守すべき関係法令等については、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。

## 第2 事業者の決定等に関する事項

### 2.1 事業者の決定方針

市は、本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、適正な手順に沿って本事業を実施する事業者を選定する。なお、事業者の選定にあたっては、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する。

また、本事業は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

### 2.2 事業者決定までのスケジュール

事業者の募集及び選定にあたってのスケジュール（予定）を表2.1に示す。

なお、スケジュールは予告なく変更することがあるため、あらかじめ留意すること。大規模なスケジュール変更がある場合は、事前に市ホームページで告知する。

表2.1 事業者決定までのスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和 5年 2月 1日（水）	実施方針の公表
令和 5年 2月15日（水）	実施方針に関する質問・意見の受付期限
令和 5年 2月28日（火）	実施方針に関する質問回答公表
令和 5年 4月上旬	入札公告及び入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案））の公表
令和 5年 4月中旬	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
令和 5年 4月下旬	入札説明書等に関する質問回答公表（第1回）
令和 5年 5月上旬	入札参加資格審査申請書類受付
令和 5年 5月中旬	入札参加資格の確認及び結果通知
令和 5年 5月中旬	入札説明書等に関する質問受付（第2回）
令和 5年 5月下旬	入札説明書等に関する質問回答公表（第2回）
令和 5年 6月下旬	提案書類（入札書及び技術提案書）の受付
令和 5年 8月下旬	審査、開札
令和 5年 9月上旬	落札者の決定及び公表
令和 5年 9月	仮契約締結
令和 5年11月	契約締結（市会の議決）

## 2.3 実施方針に関する手続き等

### (1) 質問・意見の受付

本事業への参加を希望する事業者（「2.5 入札参加者の備えるべき参加資格要件」に示す建設業の許可のいずれかを有する法人とする。）から、実施方針に記載された内容に関する質問及び意見を次の要領で受け付ける。これ以外による質問及び意見の提出は無効とする。

- ① 提出方法：市ホームページより、実施方針に関する様式のファイルを手し、（様式1）実施方針に関する質問・意見書に必要事項を記入のうえ、電子メールにファイルを添付し、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「神戸駅前地下駐輪場整備事業 実施方針に対する質問・意見（企業名）」と明記すること。メールの不受理を防止するため、事業者の負担により開封確認機能を有するメールソフトにて「開封確認機能」を付与すること。
- ② 提出先：神戸市建設局駅前魅力創造課（担当：川口、赤池）  
電子メール：ekimae\_miryoku@office.city.kobe.lg.jp  
申込期限までに開封確認の返信が無い場合の連絡先  
T E L：078-595-6017
- ③ 受付期限：令和5年2月15日（水）17時必着

なお、市が必要と判断した場合には、質問・意見の受付から回答公表までの期間に、実施方針に関する質問及び意見の提出を行った事業者に対して、質問・意見内容等に関して個別にヒアリングを行うことがある。

### (2) 実施方針に関する質問への回答

実施方針に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、原則として令和5年2月28日（火）頃に公表し、個別に回答を行わないものとする。また、実施方針以外に関する質問事項であると市が判断した質問については無回答とする場合もあるため留意すること。

なお、質問・意見を行った者の企業名は公表しない。

### (3) 関係資料の配付

本事業への参加を希望する事業者に対し、以下に示す関係資料を配付する。関係資料の配付を希望する事業者は、次の要領で配付を受けること。これ以外による配付は行わない。

- ① 関係資料
  - ・事業概要
  - ・参考図（平面図・断面図）
- ② 配付方法：③にて関係資料を配付する。配付を受けるための事前予約を③に電話で連絡して行うこと。資料の受け取りに際しては、市ホームページより、実施方針に関する様式のファイルを手し、（様式2）関係資料の配付に係る誓約書に記名押印をして市に1部提出すること。また、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を職員に提示すること。
- ③ 配付場所・連絡先：神戸市建設局駅前魅力創造課（担当：川口、赤池）  
T E L：078-595-6017（駅前魅力創造課 直通）
- ④ 配付期間：令和5年2月1日（水）から令和5年2月15日（水）17時まで

## 2.4 入札参加者の手続き等

### (1) 入札公告、入札説明書等の公表

市は、実施方針に関する質問・意見を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書等を公表・交付する。

また、入札説明書等の公表後、内容等に関する質問回答を行う。質問回答の方法については、入札公告時に公表する入札説明書等において提示する。

### (2) 入札参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知

本事業の応募者に、本事業に関する入札参加表明書及び参加資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、入札参加表明書等の提出の時期、提出の方法、資格審査に必要な書類の詳細等については、本事業の入札公告時に公表する入札説明書等において提示するものとする。また、資格審査を通過しなかった応募者には、その理由を記載した確認通知書を通知する。

### (3) 提案書類の受付

資格審査通過した入札参加者に対し、入札公告時に公表する入札説明書等に基づき本事業に関する提案書類（入札書及び技術提案書）の提出を求める。

なお、提案書類の提出の時期、提出の方法、提案に必要な書類の詳細等については、入札公告時に公表する入札説明書等において提示する。

## 2.5 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の備えるべき参加資格要件は、以下のとおりである。

なお、その他市が必要と認める参加資格要件は、入札説明書において明記する。

形態	*A	単独企業又は特定建設工事共同企業体
共同企業体の場合の構成員の数		2社又は3社
単独企業又は共同企業体の代表者に関する条件		
建設業の許可		土木工事業及び建築工事業に係る特定建設業の許可
経営事項審査の結果の点数	*B	土木一式工事の総合評定値が1200点以上、かつ、建築一式工事の総合評定値が1200点以上
施工実績		鉄道と近接して地下構造物を構築する土木工事又は建築工事を、元請けとして平成25年度以降に完成させた施工実績があること。 ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。 なお、共同企業体の構成員として施工したものは、代表者として施工したものに限り実績に含める。
設計業務を自ら行う予定の場合の技術者の資格		(1) 以下のアからウのいずれかを満たす、設計に係る管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者（以下「設計技術者」という。）を当該設計に配置すること。 管理技術者と設計主任技術者は兼務することができるが、設計主任技術者と照査技術者は兼務することはできない。なお、この場合において、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、管理技術者及び設計主任技術者又は照査技術者を兼務することができる。

	<p>ア 技術士（建設部門（選択科目は「鋼構造及びコンクリート」又は「土質及び基礎」とする。）又は総合技術監理部門（建設部門－鋼構造及びコンクリート又は建設部門－土質及び基礎））の資格を有する者であること。</p> <p>イ R C C M（専門技術部門は「鋼構造及びコンクリート」又は「土質及び基礎」とする。）の資格を有する者であること。</p> <p>ウ 外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）で、ア又はイ相当との国土交通大臣認定等を受けている者であること。</p> <p>(2) 自社の一級建築士の資格を有する者を当該設計に配置すること。</p>
設計業務を設計受託者に委託する予定の場合の技術者の資格	<p>(1) 「設計業務を自ら行う予定の場合の技術者要件」(1)に示すアからウのいずれかを満たす設計に係る管理技術者を当該設計に配置すること。</p> <p>なお、この場合において、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、管理技術者を兼務することができる。</p>
共同企業体の各構成員（代表者以外）に関する条件	
建設業の許可	土木工事業に係る特定建設業の許可、建築工事業に係る特定建設業の許可又は機械器具設置工事業に係る特定建設工事業の許可
経営事項審査の結果の点数 *B	<p>土木工事業に係る特定建設業の許可の場合：土木一式工事の総合評定値が900点以上</p> <p>建築工事業に係る特定建設業の許可の場合：建築一式工事の総合評定値が900点以上</p> <p>機械器具設置工事業に係る特定建設工事業の許可の場合：機械器具設置工事の総合評定値が1000点以上</p>
単独企業又は共同企業体の各構成員（代表者を含む）に共通の条件	
神戸市の入札参加資格	神戸市工事請負入札参加資格を有すること。（神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第3条の2第1項又は第27条の4第1項において読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。）
その他	<p>(1) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札者の決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。</p> <p>(2) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札者の決定の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。</p> <p>(3) 本事業の入札参加資格の審査の申請をした他の共同企業体の構成員又は他の単独企業でないこと。</p> <p>(4) 本事業に係る発注者支援業務の受託者（株式会社エイト日本技術開発、豊原総合法律事務所（受託者と当該発注支援業務において提携関係にある者））又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p>

**\*A 形態が特定建設工事共同企業体である場合にさらに必要な資格**

- (1) 構成員の自主結成であること。
- (2) 共同請負について（昭和28年3月10日建設省発建第9号）に規定する甲型（共同施工方式）であること。又は、乙型（分担施工方式）であること。



- (3) 甲型の場合、各構成員の出資比率が、構成員が2社のときは 100分の30以上、3社のときは 100分の20以上であること。乙型の場合、本工事における各構成員の分担工事を定めること。
- (4) 甲型の場合、代表者の出資比率が、構成員中最大であること。

**\*B 経営事項審査の結果の点数を要件としている場合**

経営事項審査の結果の点数は、入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。

**建設コンサルタントに設計を委託する場合に当該建設コンサルタントに必要な資格**

入札参加者が、設計業務を建設コンサルタントに委託する予定の場合は、その建設コンサルタント（以下「予定設計受託者」という。）に対して、以下の参加資格要件を設定する。	
形態	単独企業又は必要な資格を満たしている者により構成される設計共同体
資格	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録
業務実績	鉄道と近接して地下構造物を構築する土木工事又は建築工事の実設計業務を、元請けとして平成25年度以降に完成させた実績があること。
技術者の資格	<p>(1) 以下のアからウのいずれかを満たす、設計に係る設計主任技術者及び照査技術者を当該設計に配置すること。</p> <p>なお、設計主任技術者と照査技術者は兼務することはできない。</p> <p>ア 技術士（建設部門（選択科目は「鋼構造及びコンクリート」又は「土質及び基礎」とする。）又は総合技術監理部門（建設部門－鋼構造及びコンクリート又は建設部門－土質及び基礎））の資格を有する者であること。</p> <p>イ R C C M（専門技術部門は「鋼構造及びコンクリート」又は「土質及び基礎」とする。）の資格を有する者であること。</p> <p>ウ 外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）で、ア又はイ相当との国土交通大臣認定等を受けている者であること。</p> <p>(2) 建築担当技術者として、一級建築士の資格を有する者を当該設計に配置すること。</p>
神戸市の入札参加資格	神戸市工事請負入札参加資格又は神戸市物品等入札参加資格を有すること。（規則第3条の2第1項又は第27条の4第1項において読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。）
その他	<p>(1) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札者の決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。</p> <p>(2) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札者の決定の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。</p> <p>(3) 本事業の入札参加資格の審査の申請をした他の共同企業体の構成員又は他の単独企業からの設計受託を予定していないこと。</p> <p>(4) 本事業に係る発注者支援業務の受託者（株式会社エイト日本技術開発、豊原総合法律事務所（受託者と当該発注支援業務において提携関係にある者））又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>なお、予定設計受託者の倒産等やむを得ない理由により設計の履行が不可能になった場合を除き、落札者決定後の設計受託者の変更は認めない。やむを得ず設計受託者を変更する際は、市の承諾を得ること。</p>

## 2.6 入札参加に関する注意事項

### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

### (2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

#### ① 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められる時は、市は提案書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった提案書類については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

#### ② 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

### (3) 市からの提供資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

### (4) 複数提案の禁止

入札参加者は、各提案事項に関して1つの提案しか行うことができない。

### (5) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

### (6) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## 2.7 落札者の選定

### (1) 技術提案の審査

技術提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、学識経験者等で構成される「神戸駅前地下駐輪場整備事業総合評価委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

### (2) 審査の内容

委員会において、各入札参加者からの入札価格及び技術提案書の提案内容等（以下「提案内容」という。）を総合的に評価して入札参加者に順位を付し、最も評価点が高い提案者を落札候補者として選定する。市は、委員会の選定結果を踏まえて落札者を決定する。

審査及び選定の具体的な評価内容は、入札公告時に公表する落札者決定基準によるものとする。なお、落札者を選定するまでの間に、参加グループの構成企業が参加資格要件を欠くような事

態が生じた場合には選定しない。

(3) 審査結果の公表

市は、委員会における審査結果をまとめ、落札者決定後、市のホームページにより公表する。

(4) 契約の締結

市は、落札者と事業契約を締結する。

なお、落札者の決定後、事業契約の締結までに事業者若しくはそのグループの構成員のいずれかの者が入札公告等に定める資格に該当しないこととなった場合は、他の入札参加者と協議を行う。その場合、評価値の順位が高い者から協議を行い、契約を締結する。

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施に関する事項

#### 3.1 予想されるリスクと官民間での責任分担

##### (1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担は、予想されるリスクに対し最も適切に対応できる主体がそのリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業実施を目指すものとする。事業者が担う業務については、事業者が責任をもって実施し、発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

##### (2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として別紙1「リスク分担表」及び入札公告時に公表する事業契約書（案）によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うこと。なお、リスク分担表と事業契約書（案）の内容に齟齬がある場合は事業契約書（案）の内容を優先する。

#### 3.2 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約書（案）に従い、誠意をもって責任を履行すること。

事業契約の締結にあたっては、契約の履行を確保するために、契約保証金として100分の10以上を納付することとする。詳細については、入札説明書等において提示する。

## 第4 神戸市による実施状況の確認

### 4.1 設計・施工に係る実施状況の確認

市は、事業者が工事を確実に実施し、その内容が要求水準書に規定した要求水準及び技術提案された内容に適合しているか否かを確認するため、工事の監督を行う。

事業者は、市が要求する項目について報告を行い、要求水準及び技術提案された内容に適合しているか否かについて、市の確認を受けなければならない。また、市の要求した性能に適合していない場合等、市は、必要に応じて事業者に対し改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

事業者は、各工種及び設計業務の業務実施前に原則として要求水準書の関係法令及び基準・仕様等に準拠した業務計画書を市に提出し、市が要求した業務内容に適合していること及び施工管理者（監理技術者、主任技術者）の資格等についての適格性の確認を受けること。事業者は、施工管理の実施状況について、毎月、管理報告書を提出し、適切な方法により説明すること。また、市の要求に応じて、随時報告及び説明を行うこと。

管理報告書の内容は、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、施工検査記録等とし、特に、完成後に手直しが不可能もしくは不可視となる部分の施工写真を重点的に撮影し、管理報告書において整理すること。

事業者は、工事の完成時に、適切な方法により管理報告書及び業務全般の報告を行うこと。

なお、本節「神戸市による実施状況の確認」と事業契約書（案）の内容に齟齬がある場合は事業契約書（案）の内容を優先する。

### 4.2 実施時期

#### (1) 実施設計時

市は、事業者によって行われた実施設計の内容確認を行い、要求水準並びに技術提案された内容に適合しない場合には、事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

#### (2) 建設時

事業者は、定期的に市から施工状況等の確認を受けること。また、市が要請した時、事業者は、施工状況等の事前説明及び事後報告を行うとともに、市はいつでも工事現場での施工状況等の確認を行うことができる。市は、その内容について、市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行い、要求した性能に適合しない場合には事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

#### (3) 工事完成・施設引渡時

事業者は、工事記録を用意して、市の完了検査を受けること。この際、市は、施設が要求水準並びに技術提案に適合しているか否かについて確認を行う。確認の結果、これを満たしていない場合、市は事業者に修補又は改造を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

### 4.3 性能未達の場合等の損害賠償等

入札公告時に公表する事業契約書（案）による。

## **第5 契約の内容について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

市と事業者との間で締結する事業契約の内容について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。  
また、事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審とする。

## **第6 その他**

### **6.1 入札等に伴う費用負担**

入札に参加するために必要となる費用等の一切は、すべて応募者の負担とする。

(別紙1) リスク分担表 (案)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	市	事業者	
共通	要求水準書等の提示資料リスク	1	要求水準書等提示資料の誤りに関するもの、変更に関するもの等	○		
	応募リスク	2	応募費用の負担		○	
	契約締結(未締結・遅延)リスク	3	市の事由により契約が結べない、または遅延によるもの	○		
		4	事業者の事由により契約が結べない、または遅延によるもの		○	
		5	市、事業者いずれの責でもない事由により、契約が結べない、または契約手続きが遅延した場合	△	△	
	支払遅延・支払不能リスク	6	市の支払いの遅延又は不能	○		
	制度変更リスク	行政リスク	7	市の事業方針の変更によるもの	○	
			8	本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設、変更に関するもの	○	
		9	上記以外のもの		○	
		税制変更リスク	10	消費税の変更	○	
			11	本事業に関する新税の成立、税制変更(法人の利益にかかる税、消費税を除く)	○	
			12	法人の利益にかかる税の変更		○
		許認可リスク	13	市が取得すべき許認可	○	
			14	事業者が取得すべき許認可		○
	社会リスク	住民対応	15	施設設置そのものに関する住民対応	○	
			16	事業者が実施する業務に関する住民対応		○
		環境保全	17	事業者が実施する業務に関する環境問題(周辺への環境悪化、振動・騒音・臭気等)		○
		第三者賠償	18	市の帰責事由により第三者に与えた損害	○	
			19	事業者の帰責事由により第三者に与えた損害		○
		第三者からの損害	20	市の帰責事由により第三者から与えられた損害	○	
	21		事業者の帰責事由により第三者から与えられた損害		○	
	経済リスク	物価変動リスク	22	物価変動によるコストのリスク	○ ※1	△ ※1
		金利変動リスク	23	金利変動		○
	債務不履行リスク		24	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
			25	市の指示に従わずに事業継続の見込みがない場合		○
			26	市の都合により本事業が継続されない場合	○	
	不可抗力リスク	27	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然又は人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの	○ ※2	△ ※2	
	情報漏洩リスク		28	市の帰責事由によるもの	○	
			29	事業者の帰責事由によるもの		○
	業務実施企業等に関するリスク	30	業務を委託し、又は請け負わせる企業(業務実施企業)その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任		○	
	市の関連業務に関するリスク	31	市が本事業に関連して別途発注する業務において市が使用する第三者(その使用人を含む。)に係る責任	○		
	要求水準リスク	32	建設された施設・設備が要求水準を下回った場合		○	

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	市	事業者
設計段階	設計リスク	設計変更リスク	33	市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○ ※3	
			34	事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		○
		測量・調査リスク	35	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
			36	事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
施工段階	建設リスク	工事完了の遅延	37	市の指示等により契約期日までに施設が完工しない場合	○	
			38	事業者の帰責事由により契約期日までに完工しない場合		○
		工事費増減	39	市の指示による工事費の増加	○	
			40	事業者の帰責事由による工事費の増加		○
		仕様未達	41	検査等において仕様未達が発見された場合		○
		契約不適合責任リスク	42	施設の契約不適合が発見された場合及び契約不適合により施設の損傷等が発生した場合		○ ※4
		設備機器・備品等納品遅延リスク	43	事業者が納品する設備、備品等の納品遅延に関するもの		○
		施工管理リスク	44	施工管理に関するもの		○
一般的損害リスク	45	仕様前の設備・原材料の盗難、関連工事に関して生じた施設の損傷、または事故による第三者への賠償等に関するもの		○		

○：リスクの負担者又は主たるリスクの負担者、△：従たるリスクの負担者

- (※1) 物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合、調整する。より詳細な調整方法については、入札公告時に公表する事業契約書（案）において提示する。
- (※2) 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、入札公告時に公表する事業契約書（案）において提示する。
- (※3) 市の提供資料等と現場条件に相違がある場合は、事業者は市に相違内容を提示し、必要な協議を行ったうえで、原則として現場の状況に応じて施工するものとし、この場合において、事業者による調査に不備等があり、これにより障害を発見できずに追加費用が生じた場合、及び、損害が発生した場合には事業者の責任とし、それ以外の場合には市が合理的な範囲で追加費用を負担する。
- (※4) 施設の契約不適合及び契約不適合による損害については、契約不適合責任期間内に明らかになったものについては事業者の責任と費用負担で補修又は損害の賠償をするものとする。契約不適合責任期間等の詳細は入札公告時に公表する事業契約書（案）において提示する。